

立川エルフ フットボール クラブ規約

(英称 : Tachikawa elf Football Club)

第 1 章 総則

第 1 条 (名称及び所在地)

本フットボールクラブは名称を『Tachikawa elf FC』(以下、本クラブ)と称し、略称を『立川 elf(呼称: たちかわ エルフ)』又は『elf(呼称: エルフ)』とする。

その活動所在地は、別途東京都立川市サッカー協会^{※1} が定める区域(東京都立川市)に置く。

第 2 条 (目的)

本クラブの活動目的は本規約に基づき、非営利活動としてクラブ員およびその保護者が相互に協力し、サッカースポーツを通じて次の各号に貢献することを目的とする。

第 1 号 少年少女の健康な身体と精神を養う援助を行う。

第 2 号 少年少女相互の友情を高め、健全なる人間形成、又生涯を通してスポーツを愛する気持ちの育成を支援する。

第 3 号 少年少女の社会生活能力の育成に努める。

第 4 号 クラブ員およびその保護者による地域社会への貢献に努める。

第 2 章 運営

第 3 条 (入部資格)

入部できる者は次の各号の条件にすべて適合する者とし、本規約に同意し、規定の「誓約書」と「入部届」または「練習生届」を提出した者で、代表承認にて入部を認める。

第 1 号 傷害保険に加入済みか又は入部において該当保険加入可能である者。

第 2 号 本クラブの代表が入部を承認した者。

第 3 号 保護者が入部を認めた者。

第 4 号 児童の活動中その安全確保の為に責任を持って可能範囲で奉仕できる保護者がいる者。

第 5 号 保護者が活動中の負傷に関して本クラブに責任を問わない旨の誓約書を提出している者。

第 6 号 入部希望児童が小学校 1 年生に達しており、小学校 6 年生以下である者。

第 7 号 第 6 号の範囲外の者でも保護者の承認と上記 第 1 号～第 5 号までの条件を満足した者は特例として入部を認める。入部日は、規定の「誓約書」と「入部届」または「練習生届」を提出した日を入部日とする。

第 8 号 「入部届」を提出した者を、当クラブの正式部員となることを認め、クラブ活動への参加を可能とする。

第 9 号 入部に至る前の体験期間を 1 カ月とし、体験期間満了時に入部の意思確認を求めるものとする。

第 10 号 未就学児童の場合、小学校 1 年生となる新年度時(毎年 2 月～3 月の期間内)に、入部の意思確認を求めるものとする。

第 4 条 (退部条件)

退部は次の各号のいずれかを満足する場合に、規定の「退部届」を提出し、代表承認をもって退部を認める。

第 1 号 参加児童が小学校義務教育過程を終了し中学校へ入学する場合、又は相当年齢に達した場合は、退部手続きを自動的に本クラブで行い退部とする。

第 2 号 参加児童の退部意志と保護者の退部意思を確認した場合に退部を認める。

第 3 号 部員(保護者含む)が第 31 条(禁止事項)に違反した場合、当クラブを退会処分とすることがあります。

第 5 条 (休部条件)

諸事由により休部する場合は、次の各号の手続きを行い、代表承認にて休部を認める。

第 1 号 規定の休部届けに必要事項を記入提出し、代表承認にて休部を認める。

第 6 条 (部費納入の義務)

本クラブのスポーツ部員は、本クラブの運営に必要な部費を納めるものとする。(部費の金額等は規約の 会計条項 を参照)

特例：生活保護児童その他特別な事情により部費の納入が困難と判断される場合、代表の承認をもって部費納入を免除する事ができる。

第 7 条 (部費改訂)

第 6 条に定める部費の金額は、本クラブの総会にて決定する。

第 8 条 (運営組織の設置)

本クラブの運営に関しては、別途定める組織を設置し運営にあたる。

第9条（基本活動（練習）日時）

本クラブの基本活動日時は以下の内容とする。

活動日は基本的に土曜日・日曜日・祭日とし、活動時間は特定せず、都度事前（前日まで告知）連絡する事とする。

但し、本活動日時は基本的なものであり、練習試合、公式試合、指導者都合等により流動的に変化するものとする。

第10条（所属団体の重複と活動について）

本クラブ以外にサッカースポーツ団体へ所属していてもその団体の活動は許可される。

他団体に所属している場合は、次の各号の項目を厳守するものとする。

第1号 他団体に所属している場合で、その団体が都道府県選手登録を実施している場合は、本団体のへの移籍登録は許可しない。但し、登録していない部分(市登録はしていても都道府県登録はしていない等)の登録は本クラブでの登録を許可する。

第2号 他団体に所属し、その団体が市の選手登録をしている場合は市主催の公式試合等へは本クラブ選手として参加する事を許可しない。

第3号 他団体に所属し、その団体が都道府県選手登録をしている場合は都道府県主催の公式試合等へは本クラブの選手として参加する事を許可しない。

第11条(試用条件)

本クラブへ入部する前に体験期間としてスポーツ活動は許可される。

第1号 体験期間を1カ月とし、体験期間満了までに入部の意向を決定するものとする。

第2号 他クラブとの練習試合、公式試合に一切参加できないスポーツ部員を期限付き練習生として、本クラブのスポーツ活動に参加する事は許可される。

練習生：部費の納入義務なく、別途定める所定期間を練習生期間とし、規定の「練習生届」に必要事項を記入提出し、代表承認をもってスポーツ活動を認める。

第3章 厳守事項

第12条（部員厳守事項）

本クラブの部員は、次の各号の事項を厳守しなければならない。

第1号 社会ルールを守り、他人に迷惑をかけず、他人への思いやりの気持ちをもつ事。

第2号 チームの仲間を互いに尊重し、互いの信頼関係を築く事を心がける事。

第3号 無断欠席、無断退出等の団体行動を乱す行為をしてはならない事。

第4号 いかなる理由でも、人を傷つけ(暴力行為、誹謗、中傷等)ない事。

第5号 常に自分自身の可能性を信じて、努力し、全てに関して前向きに行動するように努める事。

第6号 いかなる理由でも、スポーツ安全協会が定めるスポーツ活動中※²においては一切の飲酒を禁止する。

第4章 組織

第13条（組織）

本クラブの運営にあたり、次に定める組織を常設する。

(1) 運営部

(2) 指導部

(3) 選手部

(4) サポーター

第14条（組織内役職と任務）

次の組織内に各役職を設置し、各任務を委任する。

(1) 運営部

代表、．．本クラブを代表し、統括責任を務める。

副代表、．．本クラブの代表を補佐し、代表の任務を必要時に代行する。

事務局、．．事務処理、渉外、規約、経理一般を担当し、財務とその責任を務める。

会計、．．経理業務を務める。

(2) 指導部

総監督、．．本クラブの監督、コーチを指揮し、監督の統括任務にあたる。

尚、本クラブの指導計画等の決定は指導者会議に委ねられ、会議にて決定されるものとする。

ヘッドコーチ. . . 各スポーツ部員の監督業務を努め、スポーツ部員の直接指揮にあたる。

コーチ. . . スポーツ部員の直接指導にあたる。

審判員. . . 審判の技術指導、活動に関する職務を務める。

顧問. . . 指導部員の補佐役を務める。

第15条 (執行機関の定義と執行基準)

本クラブの執行機関を運営部と指導部とする。

執行機関は、本クラブの総会決議に従い業務を遂行する。

第16条 (役員の構成)

各役員は、次の各号の構成とする。

第1号 代表	1名(総会にて任命された者)
第2号 副代表	1名(総会にて代表選出の次点として選出された者)
第3号 事務局	必要人数(総会にて選出され、代表に承認された者)
第4号 指導部顧問	1名(監督に推薦され、代表に任命された者)
第5号 監督	1名(代表に任命された者)
第6号 ヘッドコーチ	必要人数(監督に推薦され、代表に承認された者)
第7号 コーチ	必要人数(監督に推薦され、代表に承認された者)
第8号 審判員	1名(監督に推薦され、代表に承認された者)
第9号 会計	1名(総会にて選出され、代表に承認された者)
第10号 顧問	1名(総会にて選出され、代表に承認された者)

追記 各役職については代表判断にて補佐役を必要に応じて任命できるものとする。

第17条 (スポーツ部の構成)

スポーツ部は本クラブへ入部した児童で構成される。

第18条 (組織構成図)

本クラブの組織構成とその図は、本規約添付(別途)のように構成される。

第19条 (指導権限)

本クラブのスポーツ部員への技術指導は、次の号の該当者のみとする。

- 第1号 監督
- 第2号 ヘッドコーチ
- 第3号 コーチ
- 第4号 アシスタントコーチ

第20条 (指導資格)

本クラブにおける技術指導資格は、次の号を満たした者を資格取得者と認める。

第1号 立川市又は東京都主催の指導者講習会に出席し、指導員免許を取得した者である事。

但し、本クラブの監督及び指導部顧問に指導員資格に相当する能力有りと認められ、推薦されて代表に承認された者は上記条件以外でも資格有りとする。

第2号 積極的に技術指導講習会等の技術指導の場へ参加する意欲を持ち、かつ実践できる者である事。

第21条 (サポーターの定義)

本クラブの参加児童の保護者及び執行機関の人員は、すべてサポーターとなる事を必要とする。但し、参加児童の保護者は、児童が退部した時点で自動的にサポーターを退部したものとみなす。

第22条 (組織の基本方針決定)

本クラブにおける基本方針決定は、すべて次の号の会議にて行う。

- 第1号 総会
- 第2号 役員会
- 第3号 指導部会議
- 第4号 運営部会議

第23条 (会議の定義)

本クラブでの基本方針決定会議は、次の号にて定義される内容とする。

第1号 総会

- (1) 年1回の定例会として開催し、年度の活動報告、会計報告、次年度予算案そして通年基本方針を決定する。開催時期は毎年度の4月とし、その開催日は代表部にて決定される。
- (2) 運営部、指導部の出席者により会議は成立する事とする。
- (3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、代表の発令で臨時総会を開催できる事とする。

第2号 役員会

- (1) 年4回の定例会として開催し、月の活動方針を決定する。
- (2) 役員会は運営部、指導部の出席をもって開催される。
- (3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、代表の発令で臨時役員会を開催できる事とする。

第3号 指導部会議

- (1) 年4回(各小学学期毎1回と年度末1回)の定例会として開催し、指導計画等を決定する。
- (2) 指導部会議は指導者の出席にて実施される。
- (3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、総監督の発令で臨時指導部会議を開催できる事とする。

第4号 運営部会議

- (1) 年4回(各小学学期毎1回と年度末1回)の定例会として開催し、運営活動を決定する。
- (2) 運営部会議は運営部員の出席にて実施される。
- (3) 緊急検討事項等の理由により協議が必要な場合は、代表の発令で臨時運営部会議を開催できる事とする。

第24条 (役員の任期と選出)

本クラブの役員は任期を1年間とする。(総会から翌年の総会終了までとする。)

役員の選出は、総会にて出席者の過半数の承認をもって選出され再選もできる事とする。

第5章 会計

第25条 (部費)

本クラブの運営費用は、部費その他の収入金及び寄付によりまかなわれる。

第1号 部費等の金額

- (1) 部費(6年生～4年生) 4,000 円/月
- (2) 部費(3年生～1年生) 3,000 円/月
- (3) 交通費
移動にてかかる費用は、都度、当日参加児童が個人負担として利用交通機関の料金を支払うものとする。
- (4) 遠征費
遠征による交通費、宿泊費等は別途個人負担とし、事前に金額提示し前納とする。
- (5) 特別活動費
選手登録費用など、活動に必要な費用は特別活動費として別途個人負担とし、事前に金額提示し前納とする。(但し、都道府県登録費用は部費にて負担する。)
- (7) 中途入部費
入部月の部費は月額全額とする。
- (8) 退部に伴う部費の返金
一度納めた部費は、いかなる理由があっても返金はしない。
途中退部の場合も、徴収された部費の返金はしない。

第2号 部費の分割

徴収した部費は、本クラブの執行機関とスポーツ部員等の活動費に充当する。

第3号 部費の免除と減免

第2章(運営)第5条(休部条件)における休部届を提出し代表に承認された者は、休部期間中の部費の支払は免除とする。ただし免除期間に該当する振込済みの部費については返金しない。

本クラブに兄弟姉妹で入部する場合、一人目は通常部費、二人目以降からは通常部費の40%を減免とする。

第26条 (会計監査と報告)

事務局は運営・活動費の収支を記録し、総会開催以前に役員会で会計監査を受け総会時に会計報告を実施する。但し、報告不可能な状況の場合は仮会計報告を実施する。

第1号 会計監査は、役員以外の保護者から総会にて選出され、代表に承認された2名の者が監査を実施する。

第2号 会計監査は、すべての会議に出席できるが、議決権を持たない。

第27条 (部費の徴収)

第1号 部費は 毎年3月、6月、9月、12月の3カ月単位で、当該月の25日までに前納とする。

第2号 部費は 納入に際して一括支払することができる事とする。

第28条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第29条 (活動費、運営費の支出範囲)

本クラブにて扱う活動費、運営費等は本クラブの執行機関とスポーツ部員等の次の各号にて勘定項目が定義される必要経費に支出され、本クラブ活動範囲外への支出できない。また、各号の各事項の摘要は細則に定める。

第1号 運営費

- (1) チーム登録費
- (2) 選手登録費
- (3) 会議費
- (4) 事務費
- (5) 備品
- (6) 交通費

第2号 活動費

- (1) 試合参加費

第3号 スポーツ保険金

第4号 渉外費

- (1) 交流費

第5号 雑費

- (1) 銀行手数料
- (2) 部費払い戻し手数料

第6号 積立金

- (1) 周年行事積立金
- (2) パソコン購入積立金
- (3) プリンター購入積立金

第6章 改定

第30条 (本規約改定)

本規約の改定は、総会において出席者の過半数以上の賛成をもって承認される事とする。

第7章 禁止事項

第31条 (禁止事項)

本クラブは、部員(保護者含む)が次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 本クラブまたは他のクラブの選手、レフリー、クラブ関係者に対する暴言、暴行その他暴力的行為
- (2) 本クラブまたは第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 人種差別行為
- (4) 暴力団、暴力構成員、準構成員、社会運動標榜ロゴ、政治活動標榜ロゴその他の反社会的勢力と関わりをもつ行為
- (5) 刑罰法規その他法令に違反する行為及びそのおそれのある行為
- (6) 本クラブの部員としての地位を利用した、営利を目的とした行為
- (7) 本クラブの部員としての地位を利用した、政治的及び宗教的宣伝活動
- (8) 本クラブの運営を妨げる行為
- (9) いわゆるダブ屋行為(入場券等の不当売買行為)もしくはショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)
- (10) 試合の結果に影響を与える不正行為(対価の有無を問わず、八百長、無気力試合への関与を含む)
- (11) 本クラブの著作権、肖像権その他の知的所有権を侵害する行為、又はその恐れがある行為
- (12) 本クラブまたはその他本クラブ関係者の名誉、信用及び評判を毀損する行為

第8章 規約記録と証明

第32条 (規約記録と証明)

主な規約記録は附則に定め、事項に関する役員の氏名・住所等の証明内容は、本クラブの個人情報保護方針に基づき適切に管理される。当該情報は、特段の合意がある場合を除き、一般公開の対象から除外するものとする。

第9章 細則

第33条 (細則)

本規約の実施・運用に関し必要な事項は、別途細則に定めるものとします。

細則は、本規約の一部を構成するものとします。

参考文献

- ※1 立川市サッカー協会(<https://tfa.jpn.org/index.php>)
※2 スポーツ安全協会(<https://www.sportsanzen.org/index.html>)

附則

- 本クラブの設立年月日：2008年4月1日
- 団体所在地：東京都立川市
- 事務局所在地：東京都国立市
- 本クラブ活動実績公開：Tachikawa elf FC公式ホームページ <https://www.tachikawaelf.com>
立川市サッカー協会公式ホームページ <https://tfa.jpn.org/index.php>
- 規約改定記録

第1版：2008年4月吉日	第2版：2009年1月吉日	第3版：2010年3月吉日
第4版：2011年3月吉日	第5版：2015年2月吉日	第6版：2017年4月吉日
第7版：2024年6月吉日	第8版：2024年10月吉日	第9版：2026年2月吉日

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表

小野 謙二

活動費等の支出範囲に関する細則

第1条(目的)

この細則は Tachikawa elf FC (タチカワエルフフットボールクラブ) 規約 (以下、「規約」という。) に基づき、活動費等の支出範囲に関して必要な事項を定める。

第2条(支出範囲)

本クラブの活動費等は、次の各号に掲げる経費に支出することができる。

- (1) チーム登録に要する経費
- (2) 登録に選手要する経費
- (3) スポーツ保険に要する経費
- (4) 公式大会及び各種招待試合などの大会参加費
- (5) グランド使用料
- (6) 指導及び運営に要する備品
- (7) 指導及び運営に必要な事務費及び通信費
- (8) 会議にともなう食糧費
- (9) コーチ等への謝礼。
- (10) 運営部又は指導部からの要請に基づき、試合会場、練習会場などへの選手送迎又は荷物運搬に、車両を提供した協力者に対する謝礼。その金額は別表第1のとおりとする。
- (11) 監督会議の参加に伴う交通費。この場合の交通費の計算方法は前号の規定に準じるものとする。
- (12) 運営部の要請に基づき、公式試合(市民大会・ブロック大会など)に審判として参加したもの及び設営等のため早出派遣されるものに対する謝礼。ただし、上記に関わらず、本チームが本部となる場合は、設営等への派遣については対象としない。
- (13) 本クラブの指導にあたる目的をもって規約第18条に基づく指導資格を取得するために要する講習会経費等で、役員会の承認を得たものとする。
- (14) 慶弔費のうち、別表第2に基づくもの
- (15) チームユニフォームに要する経費
- (16) 上記(9),(12),(14)号の謝礼および慶弔費の各区分の支出額(円)は、クラブ員増減により予算変動があるため前年度の実績を加味し毎年度設定する。
- (17) 上記各号に掲げるもののほか、代表が特に必要と認めたもので、役員会の承認を得たもの

別表第1 (第2条第10号関係)

立川市立第二小学校から目的地までの直線距離	金額 (円)
10Km 未満	300
10Km 以上20Km 未満	600
20Km 以上30Km 未満	900
30Km 以上40Km 未満	1,200
以降10Km増えるごとに300円を加算するものとする	

別表第2 (第2条第14号関係)

区 分	各区分の支出額は(円)は、クラブ員増減により予算変動があるため、毎年度設定する。
① 部員が結婚した場合	
② 部員又はその配偶者が出産した場合	
③ 部員又はその配偶者が死亡した場合	
④ 部員の二親等以内の親族が死亡した場合	
⑤ 上記のほか、特に代表が必要と認め、役員会で承認を得た場合	

移籍および退会に関する細則

第1条（目的）

本細則は、本クラブに所属する選手が、年度途中で他のチームへ移籍する際の手続きおよび活動資格について定めるものである。

第2条（移籍の定義）

本細則において「移籍」とは、登録年度途中（4月1日から翌年3月31日まで）に本クラブを脱退し、別のチームに所属を変更することを指す。なお、4月の年度切り替え時における所属変更は、本細則における移籍とはみなさない。

第3条（移籍の申し出および手続き）

1. 選手および保護者が移籍を検討または希望する場合、速やかに当クラブ代表者または監督へその旨を相談（報告）（以下：第一報）しなければならない。
2. 移籍先チームが決定し、正式に移籍手続きを開始する場合、保護者は当クラブに対して「退部届」を提出する。
3. 当クラブは、前項の「退部届」を受理した後、速やかにWeb登録システムより登録抹消手続きを行う。

第4条（移籍決定後の活動および公式試合への出場資格）

1. 第3条第1項の第一報があった時点をもって、当該選手は当クラブにおける公式試合および対外試合（練習試合）への出場資格を失うものとする。
2. ただし、チーム練習への参加については、第3条第2項の「退部届」が提出されるまでの間、代表者の判断によりこれを認めることができる。

第5条（第4条の主旨および権利保護）

第4条の規定は、日本サッカー協会および東京都少年サッカー連盟の規定に基づき、移籍先チームでの選手の公式戦出場機会を確保・保護するためのものである。連盟規定により、移籍元チーム（本クラブ）で特定の大会に参加した実績がある場合、移籍先チームにおいて同一大会への参加が認められないためである。